

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書）

2023年 1 月 31 日

申請者個人^①の住所・氏名・連絡先（日中連絡が取れる電話番号）を記入してください。

※事業者から提出される名簿と差異がある場合、確認のため連絡させていただく場合がございます。

<申請者>

住所

横浜市中区本町6-50-10

名

横浜 太郎

連絡先

045-671-2748 (080-0000-1111)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第128条第3項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業の内容には、
・受講したセミナー名
・受講開始年月日
・受講終了年月日
を記入してください。

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

起業セミナー・インキュベーション事業 2023年○月×日 ~ 2023年△月□日

2. 設立しようとする会社の商号（屋号）及び本店所在地

・商号（屋号）： ○○○株式会社

・本店所在地： 横浜市中区本町6-50-10

3. 設立しようとする会社の資本金 500 万円（会社の場合）

4. 新たに開始しようとする事業の業種、内容

宿泊業・飲食サービス業

登録免許税の減免に使用する場合、商号・本店所在地が定款と一致しないと減免を受けられません。 確定してからご申請ください。

5. 設立しようとする法人（事業）の設立予定年月日 ※創業済の場合、創業日 2023年 12 月 31 日

6. 証明書の申請理由、使用用途

登録免許税減免 中小企業融資制度 新規開業資金、新創業融資制度

商店街空き店舗補助金 小規模事業者持続化補助金 事業承継補助金

その他 ()

* 2～5は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。（既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。）

下太枠の中には何も記入しないでください。

【発行にかかる期間】 5 営業日程度

問合せ 045-671-2748 経済局新産業創造課

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。